

最先端・次世代研究開発支援プログラム運用基本方針(改訂案)

平成 22 年 2 月 3 日
平成 23 年 月 日改訂
総合科学技術会議

総合科学技術会議は、第 86 回総合科学技術会議(平成 21 年 12 月 3 日)において、平成 21 年度一般会計補正予算(第 1 号)に計上された先端研究助成基金(以下、「基金」という。)に係る運用を見直し、基金のうち 500 億円を新たな支援策に充てることを決定したことに基づき、当該支援策の名称を「最先端・次世代研究開発支援プログラム」(以下、「プログラム」という。)とし、プログラムに係る運用に関して以下の基本方針を決定する。

1. プログラムの目的

プログラムは、将来、世界の科学・技術をリードすることが期待される潜在的可能性を持った研究者に対する研究支援制度を創設し、新たな科学・技術を創造する基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、「新成長戦略(基本方針)」(2009 年 12 月 30 日 閣議決定)において掲げられた政策的・社会的意義が特に高い先端的研究開発を支援することにより、中長期的な我が国の科学・技術の発展を図るとともに、我が国の持続的な成長と政策的・社会的課題の解決に貢献することを目的とする。

2. プログラムの内容

- (1) 我が国の科学・技術の発展を強力に推進するためには、将来の活躍が期待される若手研究者、女性研究者又は地域の研究機関等で活動する研究者の潜在的な人材力の発揮が不可欠であることから、プログラムでは、
- ① 自己の責任において主体的に研究開発を進めることが可能な若手研究者又は女性研究者を対象とするとともに、
 - ② 支援の対象となる研究者・研究課題は、研究者の性別並びに研究者及び研究内容の地域性を考慮して決定する。
- (2) 我が国が持つ強みを活かした持続的な成長を図るため、プログラムでは、
- 新たな科学的・技術的知見の「発掘」
 - 多様な分野の科学的・技術的知見の「統合」によるブレークスルー技術の創出
 - 革新的技術の戦略的な推進
 - 研究開発成果の実利用・普及のための社会システムの転換、等

によるグリーン・イノベーション又はライフ・イノベーションを推進するものとする。

このため、プログラムでは、新たな科学・技術を創造する基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、人文・社会科学的側面からの取組を含め、以下の2主題に貢献する挑戦的な研究課題を幅広く対象とする。

その際、研究課題の視点・アイデアの斬新性、実現可能性や研究成果の世界への貢献度等を重視する。

① 科学・技術によるグリーン・イノベーションの推進

グリーン・イノベーションでは、環境・資源・エネルギー・食料分野にこだわることなく、基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、地球温暖化を克服し、持続的な発展が可能な社会の実現を目的とした挑戦的な研究開発を幅広く推進。

② 科学・技術によるライフ・イノベーションの推進

ライフ・イノベーションでは、生命機能や疾患原因の解明等の基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、健康社会の実現を目的とした挑戦的な研究開発を幅広く推進。

3. プログラムの進め方

(1) プログラムの実施体制

- ① 本基本方針の他、プログラムの運用に関して必要な事項は、科学技術政策担当大臣、科学技術政策を担当する内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官(なお、内閣官房副長官が内閣府の事務のうち科学技術政策に参画する場合、当該内閣官房副長官を含む。)、並びに総合科学技術会議の議員のうち内閣府設置法(平成11年法律第89号)第29条第1項第5号及び第6号に掲げる者により「最先端研究開発支援推進会議」(以下、「推進会議」という。)を開催し、決定する。推進会議における検討状況は、適宜総合科学技術会議に報告する。
- ② 研究者・研究課題は、独立行政法人日本学術振興会(以下、「振興会」という。)による公募及び審査、並びに推進会議による検討を経て総合科学技術会議が決定する。
- ③ 研究開発の実施に当たっては、本基本方針その他プログラムに関して決定される事項に基づく文部科学大臣の指示を受けて、振興会が基金の交付を決定し、出納を管理するとともに、研究開発を進捗管理する。
- ④ プログラムに係るフォローアップ及び評価は、推進会議が実施する。
- ⑤ 推進会議の活動に係る事務は、内閣府科学技術政策担当部局が担当する。

(2) 公募及び選定

- ① 振興会は、本基本方針その他プログラムに関して決定される事項に基づく文部科学大臣の指示を受けて、研究者・研究課題の公募及び審査を実施し、研究者・研究課題候補を取りまとめる。
- ② 推進会議は、振興会が取りまとめた研究者・研究課題候補について検討を行い、研究者・研究課題の決定案を作成する。
- ③ 総合科学技術会議は、研究者・研究課題を決定するとともに、研究者・研究課題に係る事項を取りまとめ、文部科学大臣に意見具申を行う。

(3) 必要経費の助成及び研究開発の実施

- ① 文部科学大臣は、総合科学技術会議からの意見具申を振興会に伝達し、振興会は、意見具申に基づいて研究者に必要な経費を助成する。
- ② 振興会は、プログラムの目的が十分に達成されるよう、研究開発を適切に進捗管理する。

(4) フォローアップ及び評価

- ① 推進会議は、毎年度、振興会から基金の管理状況について報告を受け、フォローアップを行い、当該内容を総合科学技術会議に報告する。
- ② 推進会議は、研究開発開始後2年度経過時を目途に、研究開発の中間評価を実施するとともに、研究開発終了後に事後評価を実施し、評価結果を総合科学技術会議に報告する。